

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次に掲げる条件を満たした者を対象とする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数: 入社3カ月間は考慮しないが以降は5%を加味する。

(2) 退職時の勤続年数ごとの料率等は勘案せず、一律に5%加味する事とする。

※正社員は中小企業退職金共済へ加入し5%を加味しない

第8条 正社員の派遣契約時は、退職手当に関して当社の就業規則に則った運用とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 賞与は基本給に含まれているので査定を行わない。

基本賃金は顧客に評価の協力を仰ぎ、結果を慎重に査定して能率手当を定める。

※正社員はテーブル給与と賞与の理論年収を算出し、通達に対しての不足額を賞与として査定する

(賃金以外の待遇)

第10条 福利厚生など賃金以外の待遇については、就業先社員に用意される同様の設備を利用できる事とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき着実に実施する。

※正社員は顧客の福利厚生で不足する利益を、当社の福利厚生で補う

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年3月31日

株式会社システムアシスタンス 代表取締役 中川 岳博

